

事 務 連 絡
平成 2 9 年 8 月 3 0 日

各介護保険施設等管理者 様

三重県健康福祉部長寿介護課長

介護保険施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延を防止
するための取組の徹底について

平素は、県の高齢者福祉行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、県内の介護老人保健施設において、腸管出血性大腸菌(O157)の感染症が発生しました。

各介護保険施設等におかれましては、介護保険法に係る法令等に基づく下記の取組を徹底するとともに、必要に応じて体制を見直すなど、感染症等の予防やまん延防止についてより一層の取組をお願いいたします。

また、各施設等で感染症等の発生が疑われる場合には、所管の保健所や関係市町への情報提供を速やかに行い、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

介護保険法に係る法令等に基づく取組の徹底について「衛生管理等」

- 1 「感染対策委員会」をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、適切に運用すること。
- 3 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年厚生労働省告示第268号)に沿った対応を行うこと。